

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

15:35

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21603報)

2020年10月7日15時10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [10月7日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10月6日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 10月6日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 10月2日、10月6日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 8月17日、10月6日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクAの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、10月8日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月3日] <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/11

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2020年10月7日 11:00現在

(重要事項)
 各種機器については、仕様やその後の事故進展の影響を受けて、通常の使用範囲を材料を
 超えているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。
 プラントの状態を把握するため、このように材料の劣化の程度なども留意して報告している。
 の計測器から得られる情報を活用して劣化の程度にも留意して報告している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.4 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (10/7 11:00 現在)	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (10/7 11:00 現在)	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (10/7 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 26.7 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 26.5 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 26.5 °C (10/7 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 32.0 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 30.5 °C (10/7 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 31.1 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 30.0 °C (10/7 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 26.7 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 26.5 °C (10/7 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 32.5 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 31.8 °C (10/7 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 32.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 29.5 °C (10/7 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.15 kPa g (10/7 11:00 現在)	0.86 kPa g (10/7 11:00 現在)	0.40 kPa g (10/7 11:00 現在)	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.36 Nm ³ /h (JP-A): 14.97 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (10/7 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.53 Nm ³ /h RPV-B: 6.74 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (10/7 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.13 Nm ³ /h RPV-B: 8.39 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (10/7 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.0 m ³ /h (10/7 11:00 現在)	11.24 Nm ³ /h (10/7 11:00 現在)	17.36 Nm ³ /h (10/7 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水蒸気濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (10/7 11:00 現在)	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (10/7 11:00 現在)	A系: 0.06 vol% B系: 0.05 vol% (10/7 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 9.10E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 3.90E-04 Ba/cm ³ B系: 指示値 1.32E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.70E-04 Ba/cm ³ (10/7 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm ³ (10/7 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 2.1E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 2.1E-01 Ba/cm ³ (10/7 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	29.5 °C (10/7 11:00 現在)	29.7 °C (10/7 11:00 現在)	25.8 °C (10/7 11:00 現在) ※5	
FPC スキージヤ 水位	3.34 m (10/7 11:00 現在)	4.04 m (10/7 11:00 現在)	3.84 m (10/7 11:00 現在)	66.9 X100mm (10/7 11:00 現在)

(計測値に関する事項)
 ※1: 指示値がマイナスの場合は0.00%と記載する。(水蒸気濃度が極めて低い場合は、計測値によりマイナス表示される場合があるため)
 原子炉格納容器ガス管理システムの排水濃度を記載する。
 ※2: 放射能が検出限界値未満の場合はNDと記載する。原子炉格納容器ガス管理システムの放射能濃度を(Xe135)を記載する。
 ※3: 使用済燃料の温度・圧力で調整可能な状態を記載する。
 ※4: 窒素封入停止中
 ※5: 4号機使用済燃料プール水位調整機一次ポンプ停止中

3/41

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
福島第一原子力発電所推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2020/10/06 07:50	< 4.2E+00	< 3.3E+00	< 4.2E+00
プロセス主建屋北東	2020/10/06 07:05	< 3.9E+00	< 4.8E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2020/10/06 07:45	< 5.4E+00	< 4.2E+00	< 3.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2020/10/06 07:19	< 4.6E+00	< 4.3E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2020/10/06 07:23	< 5.4E+00	< 4.4E+00	6.2E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2020/10/06 07:15	< 5.5E+00	< 4.4E+00	< 5.2E+00
サイトバンカ建屋南東	2020/10/06 07:11	< 4.7E+00	< 5.0E+00	< 4.1E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E±Oとは、 $O.O \times 10^{O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/1

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2020/10/06 07:33	2.0E+01	8.6E-01	1.4E+01
物揚場排水路	2020/10/06 07:38	< 3.7E+00	< 8.0E-01	2.5E+00
K排水路	2020/10/06 06:00	1.7E+01	6.1E-01	1.3E+01
BC排水路	2020/10/06 06:00	< 3.0E+00	< 6.8E-01	< 6.4E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/11

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/10/02 08:22	2.6E+04	3.8E+04	< 3.6E-01	< 3.5E-01	< 2.3E+00	< 1.0E+00	3.4E-01	3.2E+00	-	-	-	-	-
No.1-6	2020/10/02 08:07	8.8E+05	1.8E+03	< 3.2E+01	4.0E+01	< 9.4E+02	< 5.4E+02	5.8E+03	1.1E+05	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 #1	2020/10/02 08:40	4.9E+01	5.5E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.2E+01	-
No.1-11	2020/10/02 08:42	7.3E+01	9.1E+02	< 2.4E-01	< 2.9E-01	< 2.5E+00	< 8.6E-01	< 2.8E-01	2.8E+00	-	-	-	-	-
No.1-12	2020/10/02 07:47	1.7E+03	2.1E+04	< 9.6E-01	< 1.4E+00	< 2.2E+01	< 1.1E+01	2.2E+01	4.3E+02	-	-	-	-	-
No.1-14	2020/10/02 07:50	2.5E+04	1.3E+04	< 4.1E-01	< 3.5E-01	< 3.8E+00	< 1.6E+00	< 5.1E-01	3.4E+00	-	-	-	-	-
No.1-16	2020/10/02 07:55	2.0E+04	2.4E+02	< 3.2E-01	< 3.1E-01	< 2.7E+00	< 1.3E+00	5.2E-01	1.1E+01	-	-	-	-	-
No.1-17	2020/10/02 08:26	4.2E+04	8.3E+03	< 2.7E-01	< 2.3E-01	< 2.7E+00	< 1.1E+00	3.4E-01	4.4E+00	-	-	-	-	-

・ 検出限の半減期: H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sr-90(約30年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・ 不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・ 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ O.O.E±Oとは、 $O.O \times 10^0$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・ H-3以外は尿にお知らせ済み。

※ No.1-9は、排水経による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としてご留意に測定。

6/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										検出濃度 (ppm)	
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素			
1,2号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 #2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2020/10/02 07:30	4.7E+02	4.8E+02	< 3.4E-01	< 3.5E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	< 3.4E-01	6.1E-01	-	-	-	-
No.2-7	2020/10/02 07:25	4.5E+02	7.8E+02	< 3.3E-01	< 3.5E-01	< 2.7E+00	< 1.1E+00	< 2.9E-01	2.8E+00	4.9E+02	-	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 #2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測ポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・検出限の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-137(約2年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検出 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・H-3以外は既に告知済み。

※ No.2-5、No.3-5は、汚水観による採取であるため、V判定は実施せず。全βは参考値としてV判定に測定。

7/11

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	観測日時	分析項目										
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2020/10/06 08:30	2.6E+04	< 3.9E-01	< 3.8E-01	< 4.0E+00	< 1.4E+00	2.6E+00	5.7E+00	-	-	-	
No.1-6	2020/10/06 08:50	9.0E+05	< 3.1E+01	4.1E+01	< 9.9E+02	< 5.7E+02	6.2E+03	1.2E+05	-	-	-	
No.1-8	2020/10/06 08:12	1.1E+04	< 2.0E+00	< 2.1E+00	< 4.5E+01	< 2.1E+01	5.6E+01	1.1E+03	-	-	-	
No.1-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	2020/10/06 08:17	7.7E+01	< 2.5E-01	< 3.1E-01	< 2.2E+00	< 7.8E-01	< 2.7E-01	2.6E+00	-	-	-	
No.1-12	2020/10/06 08:55	2.3E+03	< 9.6E-01	< 1.1E+00	< 2.3E+01	< 1.2E+01	2.9E+01	6.0E+02	-	-	-	
No.1-14	2020/10/06 09:00	2.7E+04	< 3.4E-01	< 3.3E-01	< 3.6E+00	< 1.4E+00	< 3.9E-01	1.0E+01	-	-	-	
No.1-16	2020/10/06 08:45	2.0E+04	< 3.7E-01	< 3.8E-01	< 4.1E+00	< 1.8E+00	7.3E-01	1.4E+01	-	-	-	
No.1-17	2020/10/06 08:35	5.2E+04	< 3.0E-01	< 2.4E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	8.9E-01	1.8E+01	-	-	-	

・検査物の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不符号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±Oとは、O.O×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 No.1-9は、採水経による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてご過目に測定。

8/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目								塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
1,2号観測孔ポイント 汲み上げ水	2020/10/06 08:25	2.3E+05	< 5.8E-01	< 3.8E-01	< 6.6E+00	< 2.8E+00	< 7.2E-01	3.8E+00	-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号観測孔 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号観測孔 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 検出限界の半減期: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約570日), Sr-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

* 不検出 (<: 4ナリ) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

* 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

* O.E±Oとは、O.O×10[±]であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

* 2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

9/11

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原発推進カンパニー

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/08/17 08:35	1.0E+01	1.3E+00	—	< 4.4E-01	< 7.9E-01
1F 物置場前	2020/08/17 07:50	< 1.4E+01	1.8E+00	1.1E-02	< 3.9E-01	< 5.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/08/17 07:35	1.5E+01	5.6E+00	< 1.4E-01	< 5.6E-01	1.6E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (避水壁前)	2020/08/17 07:42	< 1.4E+01	4.4E+01	5.6E-01	< 7.7E-01	4.4E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/08/17 07:00	1.2E+01	< 8.6E-01	—	< 7.7E-01	< 8.8E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/08/17 06:35	1.7E+01	< 1.8E+00	9.9E-03	< 5.8E-01	< 5.3E-01
1F 港湾中央	2020/08/17 06:44	< 1.4E+01	3.1E+00	< 1.0E-01	< 3.9E-01	< 4.3E-01
1F 港湾内北側	2020/08/17 06:48	< 1.3E+01	2.9E+00	6.3E-03	< 3.5E-01	< 3.7E-01
告示濃度限度 ^{*1}			6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・検査毎の半減期：H-3(約12年)、Sr-90(約29年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・物置場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖直後にサンプリングを実施。

・Sr-90以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別添第一第六欄：周辺監視区域外の水中の測定濃度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/11

2020年10月7日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2020/10/06 08:05	—	< 6.1E-01	< 5.6E-01
1F 6号機取水口前	2020/10/06 07:55	1.5E+01	< 5.4E-01	< 4.8E-01
1F 物揚場前	2020/10/06 07:28	< 1.4E+01	< 5.0E-01	< 4.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2020/10/06 07:12	< 1.4E+01	< 6.1E-01	1.5E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2020/10/06 07:17	< 1.4E+01	< 4.5E-01	4.3E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2020/10/06 06:55	1.0E+01	< 8.1E-01	< 7.1E-01
1F 港湾口 (T-0)	2020/10/06 06:58	< 1.3E+01	< 4.6E-01	< 5.4E-01
1F 港湾中央	2020/10/06 06:54	1.7E+01	< 5.0E-01	< 5.1E-01
1F 港湾内東側	2020/10/06 06:56	1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内西側	2020/10/06 06:52	1.6E+01	< 2.7E-01	3.8E-01
1F 港湾内北側	2020/10/06 06:50	< 1.2E+01	< 3.7E-01	< 3.7E-01
1F 港湾内南側	2020/10/06 07:00	1.8E+01	< 3.0E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度*1			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

*核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

*不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

*0.0E±0とは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

*物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める

告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

11/11

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 (核種)
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンブルタンク) A	2020/10/03 07:37	1,020	東京電力	< 1.9E+00	9.5E+02	< 7.2E-01	< 4.7E-01	検出なし	
			東北緑化環境保全(株)	< 3.9E-01	1.0E+03	< 7.0E-01	< 6.1E-01	検出なし	
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2	
告示濃度限度*3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・O.OE±O とは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

15:35

1/2

様式0-1-(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21604報)

2020年10月7日15時10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果</p> <p style="text-align: right;">[採取日 10月5日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分：その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/2

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	1.1E+04	1.5E+02	4.8E+02	8.7E+03
	下流側	2.1E+03	3.8E+02	3.3E+01	7.6E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.7E+03	< 1.0E+02	7.6E+01	1.3E+03
	下流側	6.5E+01	< 1.0E+02	< 7.4E+00	5.0E+01

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

15:35

1/3

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第21605報)

2020年10月7日15時10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第12993報他でお知らせした、地下貯水槽周辺の観測孔において全ベータ放射能が上昇した事象、及び第13274報他でお知らせした、地下貯水槽i南西側及び北東側の漏えい検知孔水において全ベータ放射能が上昇した事象について、下記のとおり水の分析を実施しましたので、お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下貯水槽(周辺観測孔)分析結果 [採取日10月6日] 地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔)分析結果 [採取日10月6日] <p>今回の分析結果は、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。</p> <p>引き続き、地下貯水槽周辺の監視を行うとともに、全ベータ放射能が上昇した原因を調査していきます。</p> <p>【公表区分：D続】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2/3

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (i ~ iii)	A1	2020/10/06 08:12	< 2.8E+01
	A2	—	—
	A3	—	—
	A4	—	—
	A5	2020/10/06 08:06	< 2.8E+01
	A6	—	—
	A7	—	—
	A8	—	—
	A9	2020/10/06 08:00	< 2.8E+01
	A10	—	—
	A11	—	—
	A12	—	—
	A13	2020/10/06 07:57	3.1E+01
	A14	—	—
	A15	—	—
	A16	—	—
	A17	2020/10/06 07:45	< 2.8E+01
	A18	—	—
	A19	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

3/3

2020年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	2020/10/06 08:44	1.8E+02
		南西側	2020/10/06 08:34	< 2.4E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	2020/10/06 08:55	1.0E+04
		南西側	2020/10/06 08:28	< 2.1E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②		—	—
	⑦		—	—
	⑧		—	—

- ・ 不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ 〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
- ・ (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:45

様式 9-1 (1/2)
(第21606報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21606報)

2020年10月7日 16時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第21600報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクLに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時11分 ・排水終了 : 15時15分 ・排水量 : 756 m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分: E】</p>
その他の事項の対応(注3)	<p>※添付の有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p> <p>なし</p>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。